

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現行の児童ポルノ禁止法第2条第3項第3号の規定は「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」と非常に曖昧で、拡大解釈、恣意的運用、別件逮捕、警察権力の拡大を招くものであり、インターネットの安全な利用が脅かされています。</p> <p>さらに児童ポルノ禁止法を、児童ポルノの単純所持もしくは取得の禁止まで含むものに改正しようという動きがあります。日本ほど児童ポルノの定義が曖昧でない諸外国ですら、単純所持禁止によって正常な家族間の関係を疑ったり、偶然手に入れたものや、ウイルスや悪意のメールによって送りつけられたものであっても違法とするなどの痛ましい冤罪が多発しています。</p> <p>閲覧とダウンロードと取得と所持が全て同義となるインターネットの利用において、児童ポルノ単純所持禁止は脅威であり、現在の日本のような曖昧な基準ではその脅威はさらに増大します。その上被害者のいない創作物についても児童ポルノに含めようと唱える団体まであり、実現した場合表現と通信の自由は大幅に損なわれることとなります。</p> <p>加えて、警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明なリスト作成管理団体等を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、インターネット・サービス・プロバイダー、検索サービス事業者あるいはフィルタリング事業者がブロッキング等を行うことが検討されています。こちらも技術的な問題によりオーバーブロッキングは避けられず、また恣意的運用の危険性もあり表現の自由と通信の秘密を脅かす検閲行為であるといえます。</p> <p>以上のような情報統制は、現在実施している諸外国においてオーバーブロッキングによる通信の自由や知る権利の阻害、冤罪、警察権力の拡大などを招き、さらに児童に対する性被害を減少させる効果が見られないという有害無益なものになっております。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律等
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	表現の自由・知る権利・通信の秘密といった民主主義の根幹を成す基本的人権を尊重するとともに、情報が即犯罪を誘発する者ではないという犯罪学ならびに実際に情報統制を行っている国の現状から得られる知見に基づき、かかる法律を情報統制から脱却し実際の被害児童の保護等に重点を置いた、実効性があり弊害のないものに改正する。